



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 國 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 安宅 建樹
(コード番号 8363 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長
鳥越 伸博
(TEL 076-263-1111)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）は、本日開催の取締役会において、当行の、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下「取締役」といいます。）及び執行役員（以下「取締役等」と総称します。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 109 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当行の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

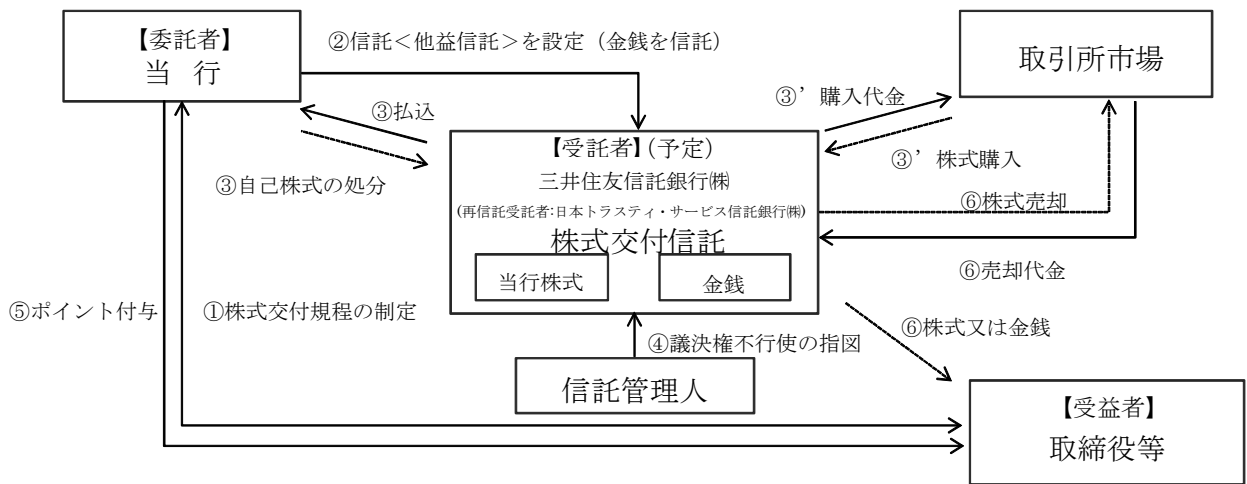
なお、当行は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 107 期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（「確定金額報酬」及び「業績連動型報酬」）の限度額（「確定金額報酬」は年額 220 百万円以内、「業績連動型報酬」は当期純利益水準を基準として一定の枠内で決定される額。但し、使用人給与分は含みません。）とは別枠にて、取締役に対する「株式報酬型ストックオプション」（年額 90 百万円以内。）についても同定時株主総会でご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での本制度に関する議案の承認可決を条件として、「株式報酬型ストックオプション」にかかる取締役の報酬枠を廃止するとともに、取締役に付与済のストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄し、これに代えて本制度に基づく応分のポイントを付与することといたします。また、執行役員についても同様とします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、当行が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当行は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当行は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当行株式については、信託管理人が受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当行は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当行は、後記（7）に従って交付を行うために必要となる数が合理的に見込まれる数の当行株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（5）のとおり、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 信託期間

信託期間は、平成 29 年 8 月（予定）から平成 34 年 9 月（予定）までの約 5 年間とします。但し、後記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当行は、本制度により当行株式を取締役等に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に、金926百万円を上限とする金銭（執行役員に交付するのに必要な当行株式の取得資金を含みます。）を対象期間（平成30年3月末で終了する事業年度から平成34年3月末で終了する事業年度までの5年間）中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄し、これに代えて本制度に基づく応分のポイント（新株予約権1個＝10ポイント）を付与することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初信託期間にかかる上記信託拠出金上限額はその点を勘案して算出しております。

本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を一括して取得します（取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によります。）。

（注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。）

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を5年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金500百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び（7）の当行株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得又は当行の自己株式処分を引き受ける方法による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当行株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当行株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役等に付与されるポイントの算定方法

当行は、当行取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の当行が定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。また、このほか、上記（4）のとおり、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に移行することといたしますことから、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与（新株予約権1個＝10ポイント）を行うことを予定してお

ります。

但し、当行が取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり25,000ポイントを上限とします（なお、当初信託期間に関しては、取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションに代えて付与されるポイント数を含まないものとします。）。

(7) 各取締役等に対する当行株式の交付

取締役等は、上記(6)で付与を受けたポイントの数に応じて、後記の手續に従い、当行株式の交付を受けます。

各取締役等に交付すべき当行株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に10.0（但し、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、別に本株主総会において提出予定の株式併合議案が原案通り承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当行株式1株となる予定です。

各取締役等に対する当行株式の交付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当行株式については、本信託内で売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当行と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

① 名称：役員向け株式交付信託

② 委託者：当行

③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

④ 受益者：取締役等のうち受益者要件を満たす者

⑤ 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定する予定です

- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 29 年 8 月（予定）～平成 34 年 9 月（予定）

以 上